7 用語解説

	用語	解説
ア	アオコ [p.50]	富栄養化の進んだ湖沼で、初夏から秋にかけて植物プランクトンが異常増殖して、湖沼水を緑色に変化させる現象。アオコが発生すると透明度が低下したり、悪臭などにより上水道への利用が不適当となる。
イ	石綿 (アスベスト) [p.27]	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくいなどの特性から 建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、炭の毛の5,000分の 1と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20~50年で肺癌や中皮腫になる可能 性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
	一次エネルギー [p.4]	自然界に存在するままの形でエネルギー源として利用されるもので、石油・石炭・天 然ガスなどの化石燃料や、太陽光・水力・地熱などの自然エネルギー等をいう。
	1村1自然エネル ギープロジェクト [p.17]	市町村等の地域において 1 種類以上の自然エネルギーを活用して、特産品開発などの地域づくりや、新たなビジネスの創出など、地域でのエネルギー自給率の向上と地域社会経済の活性化を図る取組。
	一般廃棄物 [p.5]	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町 村が処理計画を定めて実施する。
	一般廃棄物会計基 準 [p.27]	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示したもの。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めている。
工	エコツーリズム [p.39]	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該 自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及 び理解を深めるための活動。
	エコファーマー [p.41]	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、堆肥などを施用した 土づくりに関する技術、有機質肥料などを施用して化学肥料の使用を低減する技術、 フェロモン剤などを使用して化学合成農薬の使用を低減する技術を一体的に実践する 導入計画を策定し、知事に認定された農業者。
	エコポイント制度 [p.4]	グリーン家電の購入や省エネ基準を満たす住宅を新築・リフォームした場合にポイントが発行され、ポイント数に応じて、商品券・各地の特産品・環境に配慮した商品などと交換ができる制度。国が地球温暖化防止、経済の活性化などの目的により、平成21年5月から実施した。
才	オフセット・クレ ジット [p.46]	ある事業における温室効果ガス排出量を、植林やクリーンエネルギー関連の他の取組 の削減分で相殺されるために発行される証書(クレジット)のこと。排出削減プロジェ クトによる削減分が、認定委員会による妥当性確認・検証などを受けることによって、 クレジットが発行される。
	温室効果ガス [p.3]	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇を もたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二 酸化炭素(CO2)・メタン(CH4)・一酸化二窒素(N2O)・ハイドロフルオロカーボン 類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF6)の6種類。
カ	外来種 (外来生物) [p.9]	国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布 を越えて生息又は生育することとなる生物種。
	外来生物被害予防 3原則 [p.38]	外来種は一度定着して増えてしまうと、駆除することは非常に難しくなるため、私たち一人ひとりのとるべき姿勢として、環境省から提唱されているスローガン。 1 入れない 〜悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに他の地域に入れない 2 捨てない 〜飼っている外来生物を野外に捨てない 3 拡げない 〜野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

[] 本文中で最初に記載されているページ

	用語	解説
カ	環境影響評価制度 [p.2]	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが 調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、 環境に配慮した事業にしていくための制度。
	環境エネルギー政 策 [p.1]	省エネルギーと自然エネルギーの推進に、エネルギーの適正利用や過度な集中的利用 の抑制を図る施策、地域主導型の自然エネルギー事業による地域の自立を図る施策を 加えた本県独自の概念。
	環境基準 [p.7]	大気の汚染、水質の汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し生活環 境を保全する上で、維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。
	施 涵養 (地下水涵養) [p.6]	地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水となること。
丰	希少種 [p.37]	一般的には生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない種のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種(捕獲・殺傷等禁止)、国際希少野生動植物種(国際取引の規制)その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
	郷土環境保全地域 [p.38]	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域などを保全するため長野県知事が指定している地域。
ク	空間放射線量 [p.8]	大気中にある放射線の量。放射線量の単位は、放射線のエネルギーがどれだけ物質(人体を含むすべての物質)に吸収されたかを表すグレイ(Gy)と、放射線によって人体にどれだけ影響があるかを表すシーベルト(Sv)がある。
	国の基準値 [p.8]	「食品中の放射性物質の基準」を参照。
	グリーン・ツーリ ズム [p.39]	緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	グリーン熱 [p.22]	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・温泉熱・雪氷熱など、再生可能エネルギーによって 生成された熱。
ケ	景観育成住民協定 [p.18]	建物の形態や色彩などの外観や緑化等、地域の景観づくりのためのルールとして地域 住民が自ら定めた協定を長野県景観条例に基づき知事が認定したもの。
	景観行政団体 [p.18]	地域における景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村(政令指定都市・中核市・知事と協議した市町村)及び都道府県。
	景観育成重点地域 [p.64]	信州の景観の骨格や顔となる地域について、地域の景観の特性や地域の自然、歴史、 文化、風土などの諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、 県景観条例に基づき、4地域が指定。
	景観育成特定地区 [p.52]	地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性を活かした景観の育成を 積極的に図る必要がある地域。
	嫌気性発酵 [p.22]	遊離酸素のほとんどないところでも生育できる細菌などの微生物の働きによって、高分子の有機物が低分子の有機酸に分解(酸発酵)され、さらに引続いて、メタンガスと二酸化炭素・水素などに分解(メタン発酵)されること。
コ	光化学オキシダント [p.7]	工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンや PAN (パーオキシアセチルナイトレート)であり、人や植物に有害である。
	こどもエコクラブ [p.17]	子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が始めた環境活動クラブ。現在は、(財)日本環境協会が実施。

	用語	解説
サ	再生可能エネルギー [p.4]	自然エネルギーに、再生可能エネルギー促進法の対象に含まれない規模の既存の一般 水力発電を加えたもの。
	再生可能エネル ギーの固定価格買 取制度 [p.4]	再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づける制度。フィードインタリフ制度(「Feed in Tariff」、略称: FIT) ともいわれる。
	再造林 [p.31]	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
	里地里山 [p.10]	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた 地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、溜め池、草原等で構成される 地域。
	サプライチェーン [p.22]	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。サプライ(供給)チェーン(連鎖)。
	産業廃棄物 [p.5]	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃アルカリ・廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者などに処理を委託しなければならない。
	産業廃棄物管理票 [p.27]	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
	産業廃棄物減量 化・適正処理実践 協定 [p.27]	産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関して、自主的な取組を進めるため、県と産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者とが「協定」を結ぶ制度。
	産業廃棄物の減量 その他その処理に 関する計画 [p.25]	前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者 (多量排出事業者) は、当該事業場の産業廃棄物の減量やその処理に関する計画(処理計画)を作成し、知事に提出することが義務付けられている。また、前年度処理計画を提出した事業者は、計画の実施状況を知事に報告することが義務付けられている。
シ	ジオパーク [p.52]	地球科学分野で重要な、地球の諸現象や変遷の歴史をとどめた固有の地層や地形を有し、生態学や文化的に貴重な遺産も含んだ地域のこと。ジオパークは地質学(geology)と公園(park)を組み合わせた造語。
	事業活動温暖化対 策計画書制度 [p.20]	温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者を対象として、最大3か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書と、毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの。
	自然エネルギー [p.4]	次の自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギーのこと。自然エネルギー資源としては、太陽光・風力・中小水力(発電規模3万kW未満)、太陽熱・地熱・その他の自然界に存する熱、バイオマスがある。
	自然エネルギー信 州ネット [p.17]	市民・企業・大学などを中心に、行政との協働により長野県内における自然エネルギーの普及を推進する民間組織。
	自然エネルギー導 入検討制度 [p.17]	新築しようとする建物への自然エネルギー設備の導入や未利用エネルギーの活用の検 討を促す制度。

	用語	解説
シ	自然環境保全地域 [p.38]	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、 環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区・普通地区等に分けられ、一 定の行為が規制される。
	自然公園 [p.10]	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
	自然遷移 [p.10]	植物群落が時間とともに一定の方向性をもって変化していくこと。
	自然保護センター [p.39]	地域の自然等をパネル・模型などで分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用 指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あ るいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。
	自然保護レン ジャー [p.17]	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行う ボランティア。
	持続可能で低炭素 な環境エネルギー 地域社会 [p.20]	経済は成長しつつ、温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済・社会 構造を有する地域。
	食品中の放射性物質の基準 [p.8]	食品衛生法で定める基準。食品カテゴリーごとに、放射性物質(主に放射性セシウム)を含む食品を一定の割合で食べ続けた場合でも、上限として定めた線量に達しないように算出している。平成24年4月1日から適用した基準は、食品からの被ばく線量の限度を年間1mSvとし、一般食品100Bq/kg、乳児用食品50Bq/kg、牛乳50Bq/kg、飲料水10Bq/kgとしている。
	信州の環境にや さしい農産物認 証制度 [p.41]	地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則 50%以上削減する方法で栽培された農産物を「信州の環境にやさしい農産物」として県知事が認証する制度。
	信州豊かな環境づ くり県民会議 [p.16]	自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、現在、県及び県的団体の93団体で構成。平成9年に(第一次)長野県環境基本計画を策定した際に行動指針の推進母体として設立された。
	森林セラピー [p.39]	森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリング などに利用する健康づくりの取組。
	森林の公益的機能 [p.10]	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材など林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々なはたらき(森林の多面的機能)のうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの。
ス	スマートコミュニ ティ [p.11]	情報通信技術を活用した自然エネルギー等による電力需給の最適化や、熱エネルギーの有効利用、新交通システムの導入などによって、人と環境にやさしい社会システムが実現した地域。
	3 R(スリーアー ル) [p.23]	Reduce (リデュース:発生抑制)・Reuse (リユース:再利用)・Recycle (リサイクル:再生利用)の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクル(4)熱回収(サーマルリサイクル)(5)適正処分の優先順位で廃棄物処理及びリサイクルが行われるべきであると定めている。
セ	生物多様性 [p.1]	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

	用語	解説
セ	世界自然遺産 [p.52]	ユネスコ (国連教育科学文化機関) の世界遺産条約に基づき「世界遺産リスト」に登録されている、優れた価値をもつ地形・地質、生態系、景観などを有する地域。
	せせらぎサイエンス [p.32]	川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。
	戦略的環境アセス メント [p.18]	個別の事業計画やその上位計画、政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。
	全窒素 [p.50]	水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。
	全リン [p.50]	水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。
タ	ダイオキシン、ダ イオキシン類 [p.7]	物の燃焼の過程で非意図的に生成される炭素・水素・(酸素)・塩素で構成される化合物。 塩素の数と配置によって 222 種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しに くく、生物に対する毒性の強いものがある。
	多自然川づくり [p.32]	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出 する川づくりを行うこと。
チ	地下水盆 [p.30]	大規模な帯水層(地下水を含む地層)もしくはいくつか帯水層を包括した、地下水をためる容れ物(器)。
	長期優良住宅 [p.24]	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する。
ナ	長野県森林づくり 県民税 [p.23]	平成20年4月1日から県が導入した独自課税制度。荒廃した里山の森林整備などを 促進するための財源として使われる。
	なぎそねこ [p.57]	南木曽町に昔から伝わる防寒着。作業の邪魔にならないように袖がなく、冷える背中 だけを暖めるように工夫されている。「ねこ」の名前の由来は、「ねんねこ半纏」「作 業している姿が猫背」「猫のように暖かい」など諸説ある。
ハ	ばい煙 [p.33]	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、又は熱源としての電気の使用に伴って 発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発 生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政 令で定めるもの(有害物質)をいう。
	バイオマス [p.4]	生物資源(Bio)の量(Mass)を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性物質で化石資源を除いたもの。
	培地 [p.65]	微生物、動・植物の細胞、組織、器官を人工的に生育、増殖させるために必要な栄養 成分を含む液体、又はそれに寒天やゼラチンなどを加えて固形化したもの。
	発電設備容量でみ るエネルギー自給 率 [p.24]	県内すべての発電設備の容量(発電能力)を県内の最大電力需要で除した数値。電力需要のピークに対して、県内の全発電施設が 100%稼働した場合のカバー率を示す。本県独自の指標。
	半自然草原 [p.50]	放牧・採草・火入れなど人為的に維持・管理されている草原。

	用語	解説
ヒ	非特定汚染源 [p.30]	個別の排出源を特定しにくい、市街地、農地、森林などからの汚染源をいう。対策としては、例えば、農地であれば化学肥料の一層の削減。市街地であれば、各住宅及び事業場における、雨水貯留・雨水浸透桝の設置、敷地内の清掃・緑化などがある。
	ビオトープ [p.38]	生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間。
	ピークカット [p.20]	夏の冷房、冬の暖房などによって生じるエネルギー需要のピーク (頂点) を低く抑えること。
フ	付加体 [p.52]	海洋プレートが海溝で大陸プレートの下に沈み込む際に、海洋プレート上の堆積物がはぎ取られ、陸側に付加したもの。
	フロン類 [p.23]	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低い、燃えない、油を溶かす等の性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊することで問題になっている。特に、一部のフロンは特定物質に指定され、製造などが規制されている。また、最近では温室効果ガスとしても問題になっている。
	粉じん [p.33]	粉のように細かく気体中に浮遊する塵状の固体の粒子。大気汚染防止法では、人の 健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」、その他を「一般粉じん」と 定めている。
ホ	保安林 [p.31]	水源の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務)が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。
	放射性物質 [p.8]	放射能を持つ物質の総称で、ウラン・プルトニウム・トリウムのような核燃料物質、 放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放 射化物質を指す。
	ポリ塩化ビフェニ ル(P C B) [p.27]	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB被害が問題となり、昭和47年6月に生産が中止された。難分解性で生物に堆積しやすい性質がある。
モ	木質ペレット [p.53]	間伐材や製材端材などを粉砕・乾燥・圧縮・成形した固形燃料。
	モニタリングポス ト [p.34]	大気中の放射線の量(空間放射線量)のうち、 y (ガンマ)線を連続して測定する据え置き型の装置。放射線が検出器に当たると、検出器内でかすかな光を発する仕組みになっており、その光を検出・増幅して測定器で放射線量として計測する。
	森林(もり)の里 親促進事業 [p.16]	森林保全活動を支援する企業などと、森林を所有する市町村・団体とが契約を締結し、 森林の整備や地域住民との交流などを行うもの。県は、企業と地域との里親契約に向 けた調整(仲介)を行う。
ユ	有機塩素化合物 [p.31]	塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く 不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの利点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、 ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。難分解性のうえ、粘度、表面 張力が水より小さく、水よりも重いため、地下に浸透し、これらの化合物による地下 水汚染が全国的に問題になっている。
	有機性汚泥 [p.5]	活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥(動植物性残渣)、ビルピット汚泥など、有機物を含む汚泥。

	用語	解説
ユ	ユネスコエコパー ク [p.52]	生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として、1976年(昭和51年)にユネスコが開始した。「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。
IJ	リターナブル容器 [p.26]	再使用(リユース)のために、返却・回収ができる容器。
11	類型指定(類型あ てはめ) [p.7]	環境基準が2つ以上の類型を設けて定められている場合、それぞれの類型を地域又は 水域ごとに指定すること。水質汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関す る環境基準について、各公共用水域の利水目的等に合わせて、それぞれの類型をあて はめている。

	用語	解:説
В	B O D [p.6]	Biochemical Oxygen Demand の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
С	C O D [p.6]	Chemical Oxygen Demand の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	C S R [p.39]	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員・消費者・地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。
I	I P M [p.41]	Integrated Pest Management の略称。化学合成農薬に過度に依存した病害虫・雑草防除ではなく、天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組み合わせることで、収量や品質に経済的な被害が出ない程度に病害虫や雑草の発生を抑制しようとする考え方。安全・安心な農産物の安定的な生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産の両立に有効とされている。
N	NaI シンチレー ション式サーベイ メータ [p.34]	放射線量の測定機器。放射線が原子や分子に当たるとそれらが励起状態(最もエネルギーの高い状態)となり、その励起状態から基底状態(最もエネルギーの低い状態)に戻るときに蛍光を発し、この蛍光を光電子増倍管で電流に変換して測定する。サーベイメータの中では検出感度が高いため、主に一般環境中での測定に適しているとされる。
Р	P R T R [p.34]	Pollutant Release and Transfer Register(環境汚染物質排出・移動登録)の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。